レセプト実践　On Line

医療一般コース

第1回

レントゲン撮影の算定について

“撮影する部位”に“撮影する方向（枚数）によって算定が異なる。

整形外科では多くの部位、方向で撮影している思います。

同一の部位につき、同時に２枚以上のフィルムを使用して同一の方法により、撮影を行った場合における写真診断及び撮影の費用は、第２枚 目から第５枚目までの写真診断及び撮影の費用については写真診断及び撮影の各所定点数の100分の 50 に相当する点数により算定し、第６枚目以後の写真診断及び撮影につい ては算定しない。
とありますが、ほとんどの病院では自動算定で計算されている。

今回は多くの病院様で間違えやすい算定例もご紹介しながらご説明させていただきます。

一連の算定について

「同一の部位」、「※同時」及び「同一の方法」の
３つの条件すべてに該当する場合は、写真診断 及び撮
影の所定点数の100分の50に相当する点数により算定し、
そうでない 場合（いずれか１つでも条件が該当しない場合）は
各々の部位ごとに100分の 100 に相当する点数を算定するもの
と解される。

令和７年５月３０日に支払基金・国保統一事例の通知に
一連として扱う撮影として
・股関節痛に対する骨盤及び股関節
・腰椎圧迫骨折に対する腰椎及び骨盤
・股関節内転筋筋炎に対する骨盤及び股関節
・肩インピンジメント症候群に対する肩関節及び肩甲骨
・骨粗鬆症に対して胸椎と腰椎
上記があげられておりました。

※「同時に」とは、診断するため予定される一連
の 経過の間に行われたものをいう。

MEDICAL TAKT

算定例

病名
1）両側変形性膝関節症
2）右膝関節炎

レントゲンのオーダーは
＊撮影部位（単純撮影）：両膝関節
単純撮影(ｲ)の写真診断　4枚
単純撮影(デジタル撮影）4枚
電子画像管理加算(単純撮影)
電子媒体保存撮影　4回

医師の指示は
変形性膝関節症に
対しての
両側それぞれ
2方向で
依頼された。

病名
1）両側変形性膝関節症
2）右膝関節炎

撮影理由
両側変形性膝関節症の経過観察のために撮影施行。

＊撮影部位（単純撮影）：右膝関節
単純撮影(イ)の写真診断　2枚
単純撮影(デジタル撮影)　2枚
電子画像管理加算(単純撮影)
電子媒体保存撮影　2回

＊撮影部位（単純撮影）：左膝関節
単純撮影(イ)の写真診断　2枚
単純撮影(デジタル撮影)　2枚
電子画像管理加算(単純撮影)
電子媒体保存撮影　2回

必ず病名に両側・左右での病名があることが別々に算定が可能な要因となります。
両側の病名に対し行った撮影でまとめて算定でも誤りではないですが、病名がありそれぞれの撮影であることを確認できている場合は左右で算定していただければと思います。

算定例

病名
1）左変形性股関節症
2）腰痛症

レントゲンのオーダーは
＊撮影部位（単純撮影）：両股関節
単純撮影(ｲ)の写真診断　4枚
単純撮影(デジタル撮影)　4枚
電子画像管理加算(単純撮影)
電子媒体保存撮影　4回
(比較のため)

医師の指示は
変形性股関節症に対しての
両側それぞれ2方向で
依頼された。

撮影理由
左変形性股関節症の経過観察のために撮影施行。

比較のため両側での撮影を行ったため
オーダー通りでの算定となります。

問題

転倒し受診された患者様に対しDrから両手のレントゲンの指示があり撮影を施行した。Drがつけた病名は
「右橈骨遠位端部骨折　疑い」　「左手部挫創」であった。
正しい算定はどちらか。

A
＊撮影部位（単純撮影）：両手関節
単純撮影(イ)の写真診断　4枚
単純撮影(デジタル撮影)　4枚
電子画像管理加算(単純撮影)
電子媒体保存撮影　4回
(比較のため)

B
＊撮影部位（単純撮影）：右手関節
単純撮影(イ)の写真診断　2枚
単純撮影(デジタル撮影)　2枚
電子画像管理加算(単純撮影)
電子媒体保存撮影　2回
＊撮影部位（単純撮影）：左手関節
単純撮影(イ)の写真診断　2枚
単純撮影(デジタル撮影)　2枚
電子画像管理加算(単純撮影)
電子媒体保存撮影　2回

問題

定期受診の患者様に対し経過観察のためDrから両側でのレントゲンの指示があり撮影を施行。病名は「両側変形性肩関節症」であった。
正しい算定はどちらか。

A
＊撮影部位（単純撮影）：両肩関節
単純撮影(イ)の写真診断　4枚
単純撮影(デジタル撮影)　4枚
電子画像管理加算(単純撮影)
電子媒体保存撮影　4回
(比較のため)

B
＊撮影部位（単純撮影）：右肩関節
単純撮影(イ)の写真診断　2枚
単純撮影(デジタル撮影)　2枚
電子画像管理加算(単純撮影)
電子媒体保存撮影　2回
＊撮影部位（単純撮影）：左肩関節
単純撮影(イ)の写真診断　2枚
単純撮影(デジタル撮影)　2枚
電子画像管理加算(単純撮影)
電子媒体保存撮影　2回

MEDICAL TAKT

問題

関節リウマチの患者様に対し経過観察のためDrから左右のレントゲンの指示があり撮影を施行。
算定は下記のように算定したが減点された。なぜ減点された。

＊撮影部位（単純撮影）：右手
単純撮影(ｲ)の写真診断　2枚
単純撮影(デジタル撮影) 2枚
電子画像管理加算(単純撮影)
電子媒体保存撮影　2回
(比較のため)

＊撮影部位（単純撮影）：左手
単純撮影(ｲ)の写真診断　2枚
単純撮影(デジタル撮影) 2枚
電子画像管理加算(単純撮影)
電子媒体保存撮影　2回
（比較のため）

ご静聴ありがとうございました

ご不明点・ご相談ごとございましたら申し込みメールアドレスへご連絡いただきますようお願いいたします。

info@medical-takt.com